

平成 27 年 7 月長野県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成 27 年 7 月 21 日（火曜日）

平成 27 年 7 月 21 日（火） N O S A I 長野会館 6 階大会議室

午後 2 時 00 分 開会、開議

午後 2 時 34 分 閉議、閉会

出席議員（12 名）

3 番	花岡利夫
4 番	羽田健一郎
5 番	高坂宗昭
7 番	宮下和昭
8 番	相原久男
9 番	竹村 誉
10 番	和田重昭
12 番	木次孝茂
13 番	下平豊久
14 番	村上眞章
15 番	久保田三代
16 番	永原和男

欠席議員（4 名）

1 番	小口利幸
2 番	柳田清二
6 番	田上正男
11 番	宮下明博

説明のために出席した者

広域連合長	三木正夫
副広域連合長	牛越 徹
副広域連合長	藤原忠彦
副広域連合長	伊藤喜平
事務局長	吉岡広幸
会計管理者	蔵之内 充
資格管理課長	中野宏康
給付課長	大下叔久
総務係長	根岸 誠
企画財務係長	小林由紀久
システム係長	土屋靖史
資格管理係長	森田剛幸
保険料係長	兒玉雅人

給付係長 篠原裕晃

業務係長 赤羽裕幸

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下條広行

議会事務局書記 渡邊亮士

議会事務局書記 小松慎介

※出席した理事者には、平成27年7月23日以後任期の生ずる者を含みます。

議事日程

○臨時議長の選任

○議長の選挙

○議席の指定

○副議長の選挙

○会期の決定

○会議録署名議員の指名

○諸般の報告

○議案第5号 副広域連合長の選任について

理事者説明

質疑、討論、採決

○議案第6号 監査委員の選任について

理事者説明

質疑、討論、採決

○議案第7号 公平委員会委員の選任について

理事者説明

質疑、討論、採決

○議案第8号 長野県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

理事者説明

質疑、討論、採決

○承認第1号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

理事者説明

質疑、討論、採決

○選挙管理委員及び補充員の選挙

会議に付した事件

議事日程記載事件のとおり

午後 2時00分 開会

議会事務局長（下條広行君） 議員定数の半数以上の方が御出席されていますので、会議を開いていただきます。

○臨時議長あいさつ及び開会

議会議務局長（下條広行君） 本臨時会は、議員選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日の出席議員の中で、下平豊久議員が年長の議員でございますので、御紹介申し上げます。

〔下平議員 議長席に着席〕

臨時議長（下平豊久君） ただいま御紹介いただきました下平豊久でございます。地方自治法第107条の規定により、議長が選出されるまでの間、臨時議長の職務を行いたいと思います。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

ただいまのところ、出席議員数は12名でございます。会議の定足数に達しておりますので、これより平成27年7月長野県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○仮議席の指定

臨時議長（下平豊久君） この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席のとおり指定いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○広域連合長開会あいさつ

臨時議長（下平豊久君） ここで、臨時会の招集に当たり、三木広域連合長からの挨拶があります。

三木広域連合長。

広域連合長（三木正夫君） 皆さんこんにちは。本年3月31日をもちまして、広域連合長に就任いたしました須坂市長の三木正夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ごろの広域連合議会議員選挙におきまして御当選されました議員の皆様とともに、32万8,000余名の被保険者の皆様がより安心して適切な医療サービスを受けることができ、また健康課題に対応した保健事業の利用を通じて、生活習慣病の発症・重症化予防や心身機能の低下防止を図ることができますよう、当広域連合の効果的で安定した運営に取り組んでまいりますので、よろしく御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

また、議員の皆様には、本日、7月臨時会を招集申し上げましたところ、大変御多忙の折にもかかわらず、御出席いただき、まことにありがとうございます。

初めに、昨年は7月の南木曾町の土石流災害、9月の御嶽山噴火、11月の神城断層地震と、県内各地で大きな自然災害が続き、その脅威にさらされた1年となりました。

当広域連合では、被災された被保険者の皆様の医療の便宜を図るため、関係自治体と連携しながら速やかに保険料及び一部負担金の減免手続をとってまいったところであります。

本年が災害のない平穏な年となることを切に願っておりますが、被災時の教訓を生かして、引き続き被災者の皆様に寄り添って速やかに対応してまいりたいと考えております。

さて、本年1月に社会保障制度改革推進本部において決定された医療保険制度改革の骨

子に基づき、今通常国会に提出されました国民健康保険法等の一部を改正する法律が５月２９日に公布され、平成３０年４月１日までに順次施行されてまいります。

今回の改正の大きな目的は、国民健康保険の安定化にあり、その内容は財政支援の拡充等による財政基盤の強化、都道府県が財政運営の責任主体となることによる保険者機能の強化であります。

後期高齢者医療制度に関しては、後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入や高齢者の特性に応じた栄養指導等の保健事業の充実があります。

また、骨子においては、予算措置である後期高齢者の保険料軽減特例の見直しが盛り込まれており、平成２９年度から原則的に本則に戻すとされております。

このことにつきまして、全国後期高齢者医療広域連合協議会において、先月厚生労働大臣宛てに提出しました要望書におきまして、早速、低所得者等に対する保険料軽減特例措置については現行制度を維持すること、またやむを得ず見直す場合は、きめ細かな激変緩和措置を講ずることを求めています。

なお、この激変緩和措置の具体的な内容については、今後検討し結論を得るとされていきますことから、その動向を引き続き注視してまいりたいと考えております。

次に、被保険者数及び１人当たりの医療費の伸び等により、医療給付額が年々増加傾向にあります。今後とも安定した制度運営ができますように、当広域連合では、被保険者の健康の保持・増進、疾病の重症化予防のための健康診査事業を初めとして、後発医薬品の使用促進や保健師による重複頻回受診者への訪問指導事業などに広く取り組んでまいります。

本年度からは新たに、７５歳到達の新規被保険者を対象に、県歯科医師会の御協力を得て口腔環境を改善し、誤嚥性肺炎あるいは歯周病に起因する疾病全般を予防することを目的とした歯科健診事業も開始してまいります。

また、データヘルス計画につきましては、本年中の策定を目指し、昨年来各市町村の保健及び介護予防の担当スタッフと積極的に連携を図りながら、地域的な課題に応じたきめ細かな計画とすべく、鋭意作業を進めております。

社会保障・税番号制度いわゆるマイナンバー制度の取り組みにつきましては、本臨時会に関連議案を上程しておりますが、個人番号が本年１０月から市町村において住民一人一人に通知され、来年１月から利用が開始されます。

このことを踏まえ、当広域連合では業務対応、システム対応、個人情報保護対応のそれぞれプロジェクトチームを立ち上げ、着実に準備を進めております。

特に、個人情報保護対応につきましては、個人番号が付された特定個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう、国の特定個人情報保護委員会から示されたガイドラインに即して、特定個人情報保護評価書の作成等、引き続き準備作業を進めてまいります。

先月、日本年金機構において１００万件を超える個人年金情報の流出事件が発生しましたが、当広域連合といたしましては、マイナンバー制度の導入を控え、いわゆる標的型攻撃等による不正アクセス対策など情報セキュリティの徹底を図ってまいります。

次に、本年度は平成２８・２９年度を単位とする第５期財政計画を立て、この２カ年の新たな保険料率を決定していくこととなりますが、財政の均衡を失することのないよう医療費推計等の精査を十分に行ってまいります。

本日、提出いたしました案件は、副広域連合長の選任についてほか4件であります。詳細につきましては別途御説明申し上げますので、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長の選挙及び議長就任あいさつ

臨時議長（下平豊久君） これから長野県後期高齢者医療広域連合議会の議長選挙を行います。

議長選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法をとりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（下平豊久君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（下平豊久君） 異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名をすることに決定いたしました。

議長に、15番、久保田三代議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました久保田三代議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（下平豊久君） 異議なしと認めます。よって、久保田三代議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました久保田三代議員が議場におられますので、本席から議長選挙の当選人である旨を告知いたします。

当選人の発言を求めます。久保田議員、前方の演台へお願いいたします。

議長（久保田三代君） ただいま議長に御推挙いただきました、野沢温泉村議会の久保田でございます。県内77市町村からなる広域連合議会の第5代目の議長という名誉ある要職に就任いたしました。身に余る光栄でありますとともに、その責務の重大さを認識しております。

慣習慣例とはいえ、御推挙賜りました以上は公平かつ円滑な議会運営に努めてまいりたいと思います。議員の皆様方、また三木広域連合長初め理事者の皆様方には格段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、整いませんが、議長就任の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。（拍手）

臨時議長（下平豊久君） 以上で、私の臨時議長の任務は終了をいたしました。御協力まことにありがとうございました。

それでは久保田議長、議長席のほうへ御移動いただきたいと思います。

〔議長交代〕

○議席の指定

議長（久保田三代君） 議長を交代いたしました。

それでは、最初に議席の指定を行います。

議席は、議長において指定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 異議なしと認めます。議席は、ただいま御着席のとおり指定いたします。

○副議長の選挙及び副議長就任あいさつ

議長（久保田三代君） 次に、長野県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙を行います。

副議長選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法をとりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、8番、相原久男議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました相原久男議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました相原久男議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました相原久男議員が議場におられますので、本席から副議長選挙の当選人である旨の告知をいたします。

当選人の発言を求めます。相原議員は前方の演壇でお願いいたします。

副議長（相原久男君） ただいま副議長に御推挙いただきました、小諸市議会の相原久男です。久保田議長の補佐役としてその責務を果たしてまいりたいと考えております。議員各位初め理事者の皆様の温かい御支援、御協力をお願い申し上げまして、大変簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。よろしくお祈りいたします。（拍手）

○会期の決定

議長（久保田三代君） 次に、会期の決定を議題といたします。本臨時会の会期につきましては、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○会議録署名議員の指名

議長（久保田三代君） 次に、会議録署名議員を指名申し上げます。

3 番、花岡利夫議員、16 番、永原和男議員の2 名を指名いたします。

○諸般の報告

現金出納検査結果

議長（久保田三代君） この際、諸般の報告をいたします。

本日、議場配付しましたとおり、監査委員において平成27 年1 月から5 月分の現金出納検査が実施され、その結果について、議長宛てに報告がありましたので、写しを配付してあります。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議案第5 号、上程、提案者説明、質疑、討論、採決

議長（久保田三代君） それでは議事に入ります。

議案第5 号 副広域連合長の選任についてを議題といたします。

なお、伊藤副広域連合長から一時退席したい旨の申し出がありましたので、御了承をお願いいたします。

〔伊藤副広域連合長 退席〕

議長（久保田三代君） 理事者の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（三木正夫君） 議案第5 号 副広域連合長の選任について御説明申し上げます。

これは平成27 年7 月22 日に現副広域連合長が任期を迎えるため、広域連合規約第12 条第3 項の規定により、副広域連合長を選任するものであります。

飯田市の牧野光朗市長、大町市の牛越徹市長並びに川上村の藤原忠彦村長、下條村の伊藤喜平村長を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

皆様方の御同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（久保田三代君） 説明が終わりました。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 質疑なしと認めます。質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 討論なしと認めます。討論を終結し、採決に入ります。

本件を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（久保田三代君） 起立全員です。全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、選任されました副広域連合長の入場を許可します。

〔牛越副広域連合長、藤原副広域連合長、伊藤副広域連合長 入場〕

議長（久保田三代君） なお、牧野副広域連合長につきましては、公務のため欠席との届け出がありましたので御報告いたします。

○議案第6号、上程、提案者説明、質疑、討論、採決

議長（久保田三代君） 次に、議案第6号 監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象者は和田重昭議員でありますので、退席を求めます。

〔10番和田議員 退席〕

議長（久保田三代君） 理事者の説明を求めます。

三木広域連合長。

広域連合長（三木正夫君） 議案第6号 監査委員の選任について御説明申し上げます。

これは、広域連合会連合会議員の改選に伴いまして、前監査委員の小林治男氏が平成27年7月1日に任期を迎えたこと、また前監査委員の篠原利樹氏が平成27年7月17日に任期を迎えたことから、広域連合規約第16条第2項の規定により、後任の監査委員を選任するもので、識見を有する者のうちから選任する監査委員として、佐久穂町監査委員の出浦克彦氏、広域連合議員のうちから選任する監査委員として和田重昭氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

皆様方の御同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（久保田三代君） 説明が終わりました。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 質疑なしと認めます。質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本件を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（久保田三代君） 起立全員です。全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、和田議員の入場を許可いたします。

〔10番和田議員 入場〕

○議案第7号、上程、提案者説明、質疑、討論、採決

議長（久保田三代君） 次に、議案第7号 公平委員会委員の選任についてを議題といたし

ます。

理事者の説明を求めます。

三木広域連合長。

広域連合長（三木正夫君） 議案第7号 公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

これは、平成27年7月17日に前公平委員会委員の小口由企夫氏が任期を迎えたため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、後任の公平委員会委員を選任するもので、飯田市公平委員会委員の高橋巧氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

皆様方の御同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（久保田三代君） 説明が終わりました。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 討論なしと認めます。討論を終結し、採決に入ります。

本件を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（久保田三代君） 全員起立です。全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

○議案第8号、上程、提案者説明、質疑、討論、採決

議長（久保田三代君） 次に、議案第8号 長野県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 議案第8号 長野県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の制定により、平成28年1月から個人番号の利用が開始されることから、広域連合が保有する特定個人情報、これは個人番号をその内容に含む個人情報のことでございますが、この特定個人情報の適切な保護措置を講じるほか、所要の規定を整備するものでございます。

改正の主な内容でございますが、特定個人情報など新たに定義規定を設けるもの、また、特定個人情報により厳格な保護措置を講じるため、目的外の利用は人の生命などの保護に必要な場合に限定するもの、提供については番号法の定めるところにより制限するもの、開示・訂正請求を本人及び法定代理人に加え、任意代理人にも認めることとするもの、利用停止等請求事由に、利用や提供違反などを加えるものなどでございます。

以上、条例の議案の説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御決定くださいます

ようお願い申し上げます。

議長（久保田三代君） 以上で説明が終わりました。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 質疑なしと認めます。質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 討論なしと認めます。討論を終結し、採決に入ります。

本件を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全 員 挙 手〕

議長（久保田三代君） 挙手全員です。全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○承認第１号、上程、提案者説明、質疑、討論、採決

議長（久保田三代君） 次に、承認第１号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 承認第１号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本日提出いたしました承認第１号は、地方自治法第２９２条において準用する同法第１７９条第１項の規定により、平成２７年３月１２日に専決処分いたしましたもので、同条第３項の規定により報告をし、御承認をお願いするものでございます。

専決処分の理由でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令が、平成２７年３月４日に公布、４月１日から施行されました。平成２７年度保険料賦課及びその周知のため急施を要することから、条例中の所要の改正について専決処分をいたしましたものでございます。

改正の内容は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令に準拠するものでございまして、保険料の被保険者均等割額の軽減について、軽減判定所得にかかわります、５割軽減の基準額の２４万５，０００円を２６万円に、２割軽減の基準額の４５万円を４７万円に引き上げ、軽減対象者の拡充を図るものでございます。

以上、承認第１号の説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（久保田三代君） 説明が終わりました。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 質疑なしと認めます。質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 討論なしと認めます。討論を終結し、採決に入ります。

本件を原案のとおり承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全 員 挙 手〕

議長（久保田三代君） 挙手全員です。全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○選挙管理委員及び補充員の選挙

議長（久保田三代君） 次に、選挙管理委員・補充員の選挙を行います。

初めに、選挙管理委員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法をとりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に、中村明久さん、池田嘉之さん、鹿島康裕さん、片瀬章寛さん、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名いたしました4名を、選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました4名が、選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法をとりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することとし、補充員の順序については、指名順といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

補充員に、小林豊美さん、太田武さん、木山澤福夫さん、河野義次さん、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名いたしました4名を、補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました4名が、補充員に当選されました。

以上をもちまして、本議会臨時会に提出されました案件の審議は全て終了いたしました。

○連合長閉会あいさつ

議長（久保田三代君） ここで、臨時会の閉会に当たり、三木広域連合長から挨拶があります。

三木広域連合長。

広域連合長（三木正夫君） 臨時会の閉会に当たりまして、御礼の御挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました案件につきまして、原案どおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

冒頭の御挨拶でも申し上げましたように、今年は28年度・29年度の保険料率を決める年であります。まずは医療費の状況や保険料の収納状況などをよく精査いたしまして、保険料率の算定作業を進め、広域連合及び市町村の予算編成スケジュールに間に合うよう努めてまいります。

これからいよいよ夏本番を迎え、暑さも一段と厳しさを増してまいります。議員の皆様には十分に御自愛をいただき、なお一層の御活躍を御祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。（拍手）

議長（久保田三代君） 以上をもちまして、平成27年7月長野県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 2時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

臨時議長 下平 豊久

議 長 久保田 三代

署名議員 永原 和男

署名議員 花岡 利夫